

創刊 平成7年7月 1日 発行 令和5年12月21日

通算

第**99**号

東京都多摩教育事務所 東京都立川市錦町4-6-3 Tel 042-524-7222

情報モラル教育

~他人や社会とよりよい関係を築く~

1 特集について

携帯電話、スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及する中で、インターネット上のトラブルに関係する被害者や加害者が低年齢化している状況にあります。このような背景から、児童・生徒に、即座に出遭うかも知れない危険をうまく避けることができるよう指導するとともに、情報社会の特性についての理解を進め、自分自身で的確に判断して行動できるよう指導することが求められます。情報モラル教育は、学校を挙げて体系的に取り組み、各教科等の目標と連動させながら、情報通信端末等を利用して効果的に実施することが重要です。

そこで、本特集では、学校全体で体系的に取り組む情報モラル教育の推進について紹介します。

2 紙面の活用について

情報モラルの **考え方**や**身に付けさせたい力**に ついて<mark>知る</mark>こと ができます。

情報モラルの 視点をもった学 習活動と指導に おいて必要なこ とについてまと めています。



情報モラルの視点 をもった授業例と指 導上の留意点につい てまとめています。

情報モラルについ て、**教員がもつべき 3つの知識と留意点** を<mark>紹介</mark>します。



もっと 詳しく 知りたい

<二次元コード(読み取り or クリック)から、 **本特集及び過去の所報の<mark>解説動画</mark>が視聴可能**>



たまじむ

検索



本特集及び過去の 所報解説動画

情報モラル教育 ~他人や社会とよりよい関係を築く~



過去の所報 「たまじむ」

携帯電話・スマートフォンやSNS が子供たちにも急速に普及する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間 化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっています。児童・生徒に、情報モラルの大半が日常モラルであることを理解させ、それに情報技術の基本的な特性を理解させることで問題 の本質を見抜いて主体的に解決できる力を身に付けさせることが必要です。そこで、本特集では学校全体で体系的に取り組む、情報モラル教育の推進について説明します。

情報モラルとは

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度



児童・生徒に身に付けさせたい力

- 即座に出遭うかも知れない 危険をうまく避ける ことができる力
- 情報社会の特性についての理解を進め、自分自身で的確に判断して行動できる力

学校全体で体系的に情報モラル教育を推進しましょう

各教科等の授業の中に、情報モラルの視点を もった**学習活動**を取り入れる

情報発信による他人や社会 への影響

ネットワーク 上のルールや マナーを守る ことの意味



情報には自他の 権利があること

情報には誤った ものや危険なも のがあること

健康を害するよ うな行動



指導において必要なこと

- 日常モラルを育てる
- **情報技術の仕組み**を理解させる

一方的に知識や対処法を教えるのではなく 児童・生徒が**自ら考える活動を重視**する 情報モラルの視点をもった授業例

事例(小学校・社会)

調べ学習などにおける資料や情報を活用する学習活動の際に、著作権等の法律に関して学習



教育の情報化に関する手引(文部科学省)を基に作成

事例(中学校・技術分野)

実際に電子掲示板に書き込む活動等から、 SNSのコンテンツ利用時に配慮すべきことや、 利点と課題について学習





情報には、インターネット上に流布 することで自身や他者の不利益となる情 報があることを理解する

人権教育プログラム(学校教育編)(今和5年3月 東京都教育委員会)を基づけ

.

端末を正しく活用していくためのデジタル教材 GIGAワークブックとうきょう

(旧 SNS東京ノート)

- 学習者用端末で操作し、協働学習を推進
- 情報モラルと情報活用をセットで学ぶ



◆ 自分の学校の子供の**実態を知る**こと

違法であることを認識して 指導に当たる

◆ ネット上に他人の個人情報を無断で公開すること

指導に当たって教員がもつべき知識

インターネット上で起きていることに関する知識

◆ SNS等で相手を誹謗中傷すること

教員間で**最新の情報**を共有する

◆ 子供が関わる事例を把握すること

◆ 有害サイト等が存在すること

- ◆ ソフトウェアを無断でコピーすること
- ◆ 著作権処理をせず音楽等をネット上で共有すること
- ③ 問題への対処に関する知識

② 法令に関する知識

迅速かつ適切に対応する

子供や保護者等からの相談で問題を把握した場合

- ◆ 管理者やプロバイダへの削除依頼を行うこと

- 小学校及び中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編(平成29年3月 文部科学省)
- 考文献 〇 教育の情報化に関する手引(追補版)(令和2年6月 文部科学省)
 - 情報教育の推進に向けて~小学校プログラミング教育と情報モラル教育~(令和2年3月 東京都教育委員会)

- 初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン(令和5年7月4日 文部科学省)
- 学びのアップデート(令和5年6月22日 東京都教育庁総務部教育政策課)
- 人権教育プログラム(学校教育編)(令和5年3月 東京都教育委員会)